

伊丹市議会議員および伊丹市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び伊丹市議会議員及び伊丹市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

伊丹市議会議員および伊丹市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び伊丹市議会議員及び伊丹市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和 8 年 9 月 2 日 提出

伊丹市長 中 田 慎 也

理 由

公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 2 0 0 号）の施行に伴うため。

伊丹市議会議員および伊丹市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び伊丹市議会議員及び伊丹市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例（令和８年伊丹市条例第　　号）

（伊丹市議会議員および伊丹市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正）

第１条　伊丹市議会議員および伊丹市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例（平成５年伊丹市条例第４号）の一部を次のように改正する。

第４条中「５４１円３１銭」を「５８６円８８銭」に改める。

（伊丹市議会議員及び伊丹市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正）

第２条　伊丹市議会議員及び伊丹市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例（平成１９年伊丹市条例第３７号）の一部を次のように改正する。

第４条及び第５条中「７円７３銭」を「８円３８銭」に改める。

付　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

２　この条例による改正後の伊丹市議会議員および伊丹市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例及び伊丹市議会議員及び伊丹市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。